

令和4年1月24日

懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

記

1 非違行為の概要

当該職員は、令和3年4月23日午後8時過ぎ、涌谷町内のスーパーマーケットで菓子パン3個を壊した疑いで令和3年4月27日に逮捕、拘留され、刑法261条（器物損壊）により、令和3年12月3日付けで罰金10万円の略式命令を受けた。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）の規定に基づき減給処分したものである。

2 処分発令日 令和4年1月24日

3 当事者

- ① 被処分者 老健施設部 技術職 女性 40代
- ② 処分の種類 懲戒処分 減給10分の1（1か月）

【センター長コメント】

当センター職員がこのような事態を惹き起こしたことは、職員全体の信用を著しく失墜させる重大な事態であり、町民の皆様に対し心からお詫び申し上げます。

関係職員に対しては、厳正な処分をもって対応させていただきました。

今後は、法令を遵守し、この様なことが生じない様、全職員に対し改めて服務規律の確保を図り、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。